

第5章 住み慣れた地域で安心して暮らせるために

1 地域包括ケアの推進

(1) 現状と課題

高齢者が介護、医療が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の推進に取り組むことが重要です。

本市では、平成18年度より順次、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域の関係機関と連携を図りながら高齢者の総合的な支援を行っています。

各地域包括支援センターでは、地域や関係機関との連携をはじめとして、課題に応じた支援基盤等の構築など、工夫を凝らしたさまざまな取り組みを行い、機能の充実を図っています。

そのため、地域包括支援センターの認知度も徐々に上がってきていますが、地域における身近な相談窓口としての役割を果たすべく、地域住民への周知の工夫が引き続き求められています。

表17 地域包括支援センターの機能

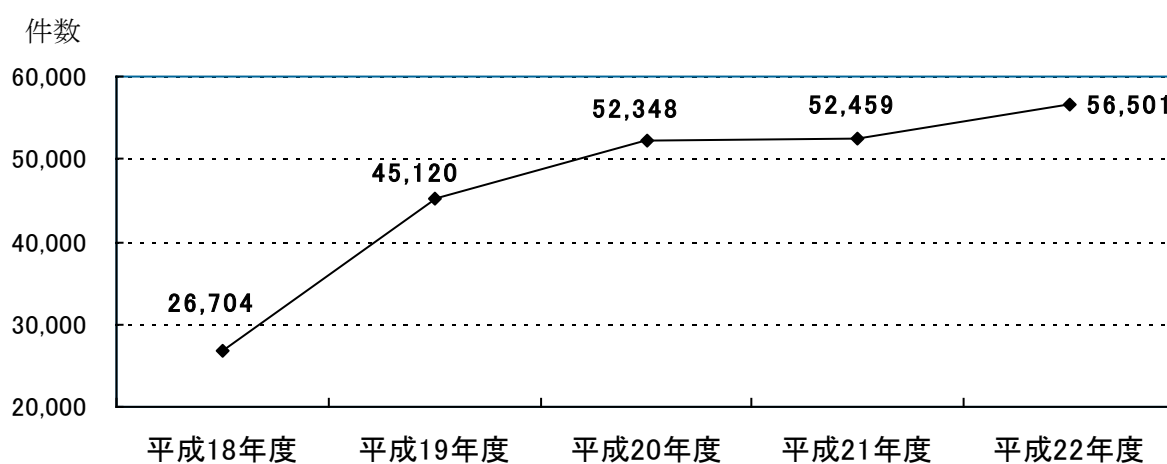
機 能	業 務 内 容
包括的・継続的ケアマネジメント支援	支援困難ケースへの対応など介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、地域包括ケア体制構築のための支援を行います。
総合相談支援	介護給付等サービス、それ以外の医療福祉サービス等についての総合的な相談・支援を行います。
権利擁護	関係機関と連携・協力して、高齢者虐待防止、早期発見、早期対応を図ります。また、判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見制度の活用・利用支援などを行います。
介護予防ケアマネジメント	地域支援事業における介護予防事業のマネジメントと、予防給付に係る介護予防サービス、及び地域密着型介護予防サービスに係るマネジメントを、一貫性・連続性のあるものとします。

表18 地域包括支援センター設置数の推移

(単位：カ所)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
設 置 数	12	12	13	13	13

図43 地域包括支援センター相談件数の推移



市内には、交通網・地形・市街地構造等により地域特性が存在し、医療や介護、ボランティア組織などのさまざまな地域資源が存在します。

今後、介護、医療及び地域資源の活用、他制度・多職種の連携の強化により、切れ目のない適切なサービスの提供、高齢者の自立及びQOL（クオリティ・オブ・ライフ、生活の質）の向上とともに、高齢者ニーズを的確に捉えた地域完結型の支援をより一層推進することが必要です。

(2) 目標

- ① 地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの機能の充実を進めます。
- ② 保健・医療・福祉の専門職やボランティアなど、地域のさまざまな資源や、関係機関等が一体となることで、効果的なサービス提供を行い、住み慣れた地域で高齢者を支える社会の実現に取り組みます。

(3) 施策の展開

① 地域包括支援センターの機能の充実

ア 各地域包括支援センターと定期的に情報や意見交換等を行う「地域包括支援センター情報交換会」や、医療・福祉関係者による地域、高齢者支援に関する課題の抽出、及びその解決に向けた取組などを協議する「高齢者地域ケア会議」を継続して開催し、地域包括ケア推進のための協力体制を強化します。

イ 高齢者虐待などの困難事例に対しては、各地域包括支援センターと協力し、相談体制の充実を図ります。

ウ 各地域包括支援センターの事業運営に係る評価を年1回実施するとともに、特徴的な取組が、他の地域でも生かせるように、情報提供や取り組みの支援を行います。

② 関係機関とのネットワークの構築

ア 地域の人達との「福祉」及び「ネットワークの必要性」についての共通認識を深めていくと共に、地域における福祉基盤の整備を行う必要があるため、ボランティア団体等の運営支援などを行います。

また、そのような団体には、若い年代の参加が少ないことから、多様な世代や住民が参加できるような仕組みについて、併せて検討します。

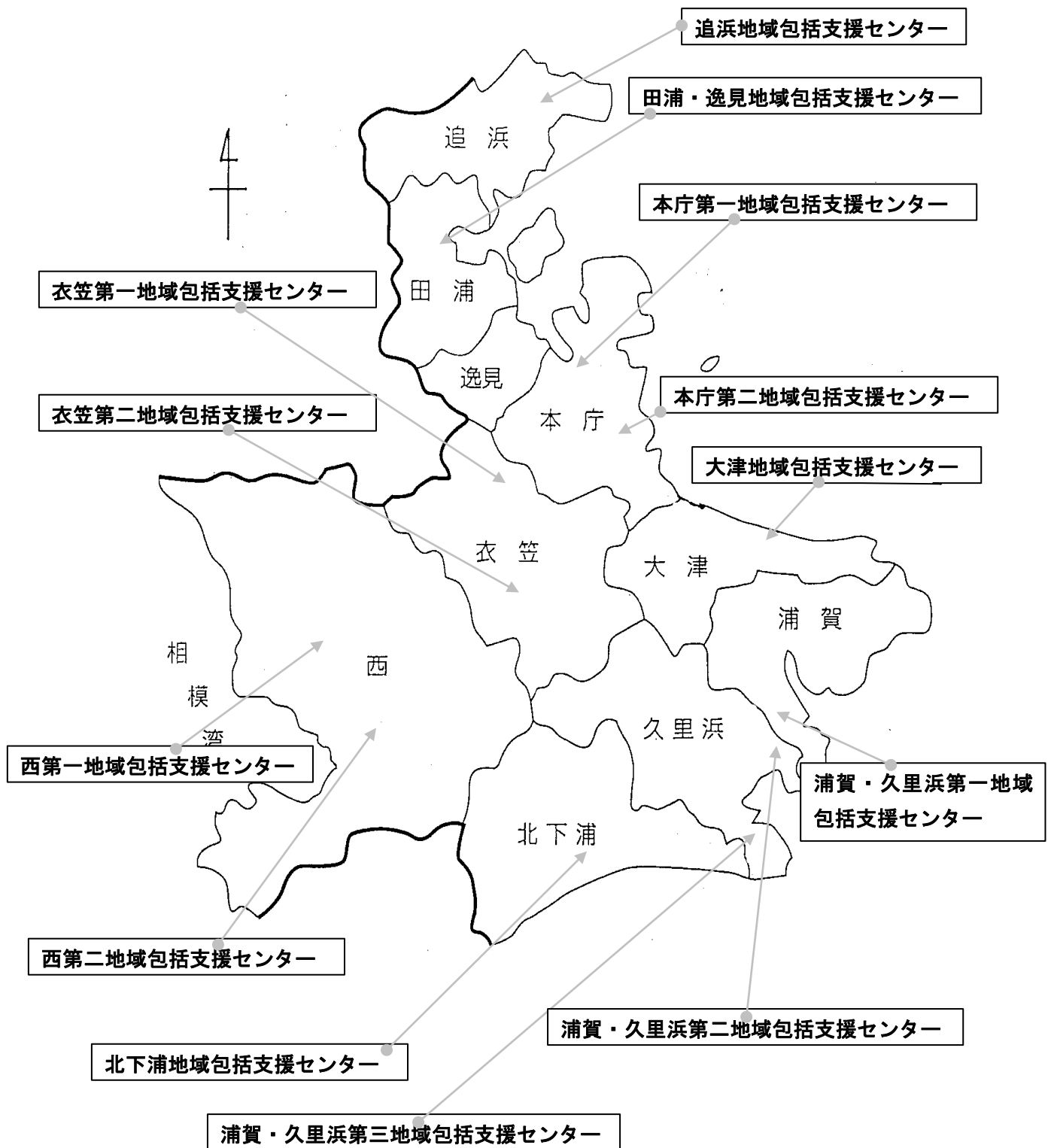
イ 各地域包括支援センターにおいて、民生委員や地区ボランティア、居宅介護支援事業所、介護事業者と学習会や情報交換等を行う「包括的ケア会議」を開催し、地域の特性、実情に応じた支援体制の構築を進めます。

また、民生委員や地域住民、自治会、居宅介護支援事業所等と「ネットワーク会議」を開催し、横断的な組織の構築や連携に取り組みます。

表19 地域包括支援センターの設置状況

地域	地域包括支援センター名・所在地	担当エリア
追浜	追浜地域包括支援センター 鷹取 1-1-1 湘南病院内	鷹取・追浜本町・夏島町・浦郷町・追浜東町・浜見台・追浜町・追浜南町・湘南鷹取
田浦 逸見	田浦・逸見地域包括支援センター 田浦町 2-80-1 横須賀基督教社会館内	船越町・港が丘・田浦港町・田浦町・田浦大作町・田浦泉町・長浦町・安針台・吉倉町・西逸見町・山中町・東逸見町・逸見が丘
本庁	本庁第一地域包括支援センター 緑が丘 26 聖ヨゼフ病院内	坂本町・汐入町・本町・稲岡町・小川町・大滝町・緑が丘・若松町・上町・鶴が丘・泊町・不入斗町・平和台・汐見台
	本庁第二地域包括支援センター 三春町 2-12 三春コミュニティセンター内	日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・三春町・富士見町・田戸台・深田台・望洋台・佐野町
衣笠	衣笠第一地域包括支援センター 衣笠栄町 4-14 共楽荘内	平作・池上・金谷・阿部倉・衣笠栄町・小矢部 2・4 丁目
	衣笠第二地域包括支援センター 大矢部 1-9-30 横須賀グリーンヒル内	小矢部 1・3 丁目・大矢部・公郷町・衣笠町・森崎
大津	大津地域包括支援センター 走水 1-35 シャローム内	池田町・大津町・桜が丘・根岸町・走水・馬堀海岸・馬堀町
浦賀 久里浜	浦賀・久里浜第一地域包括支援センター 西浦賀 6-1-1 太陽の家内	浦上台・小原台・鴨居・二葉・東浦賀
	浦賀・久里浜第二地域包括支援センター 長瀬 3-6-2 衣笠病院長瀬ケアセンター内	浦賀・浦賀丘・光風台・西浦賀・南浦賀・吉井・内川・内川新田・久比里・久里浜台・佐原・長瀬・舟倉・若宮台
	浦賀・久里浜第三地域包括支援センター 野比 5-7-2 パシフィックホスピタル内	岩戸・久村・久里浜・神明町・ハイランド
北下浦	北下浦地域包括支援センター 野比 5-5-6 横須賀老人ホーム内	野比・粟田・光の丘・長沢・グリーンハイツ・津久井
西	西第一地域包括支援センター 太田和 2-3-21 横須賀椿園内	山科台・太田和・荻野・長坂・佐島・芦名・秋谷・子安・湘南国際村・佐島の丘
	西第二地域包括支援センター 武 3-39-1 横須賀愛光園内	林・須軽谷・長井・御幸浜・武

図 44 地域包括支援センターの設置状況



2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 現状と課題

横須賀市は古くから近隣の結びつきが強い土地柄であり、現在も近隣の人との付き合いが残っています。

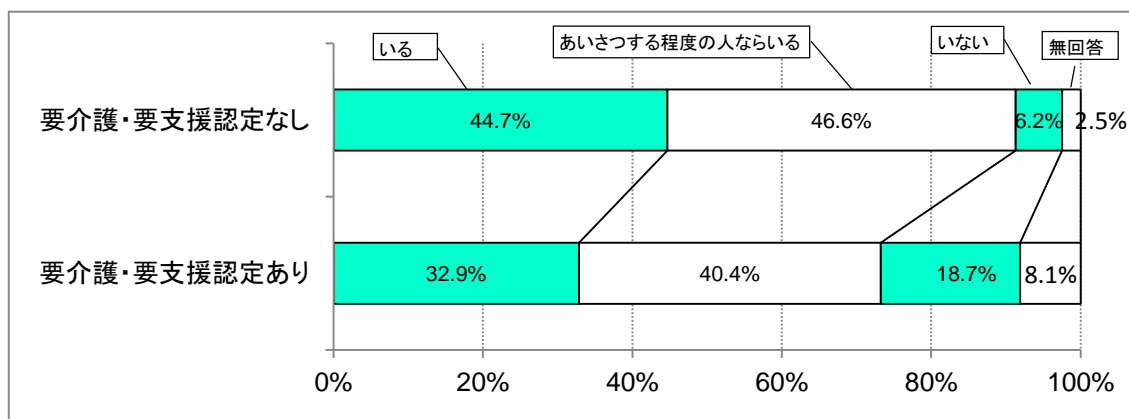
そのため、町内会・自治会の組織率も高く、地域のまちづくりをリードする活発な活動が行われています。また、一部では地域課題の解決や地域の活性化を図るために、連合町内会などが中心となって地域のまちづくり団体と連携を図り、新たな取り組みを始めているところも出てきています。

その一方で、ひとり暮らしの高齢者は、年齢が高くなるにつれて家の中に閉じこもりがちになる傾向がみられます。健康を維持しながら、いつまでも住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、家族や地域を含めた見守り体制が必要であり、更に家の中で倒れてしまった場合など緊急時の対応も課題となっています。

高齢者の安全確保のためには、ひとり暮らし高齢者等の安否を確認し、日頃から地域や社会から孤立しないようにする必要があります。

そのため、本市では、災害時要援護者支援プランに基づいた取り組みを行っており、本プランに賛同している町内会・自治会の割合は全体の7割となっています。

図45 近所で親しく付き合っている人の有無



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果（回答者数 1,107）

介護保険に関するアンケート結果回答者数 1,129

(2) 目標

- ① 相談窓口の充実などと併せて、地域福祉推進のための基盤を整備し、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して高齢期を過ごすことのできる地域コミュニティの実現を目指し地域で支え合う仕組みづくりを市民と連携して推進します。
- ② ひとり暮らし高齢者等の閉じこもり防止を図るとともに安否の確認と、緊急時の迅速な対応を図るため、見守り体制の充実に取り組みます。
- ③ 災害時要援護者支援プランに賛同する町内会・自治会の割合を高めます。

(3) 施策の展開

① 地域福祉推進のための連携・協力

住み慣れた地域で安心して暮らすための活動を行っている団体等と連携・協力していきます。

ア 横須賀市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と連携・協力します。

横須賀市社会福祉協議会は、子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も「誰もが安心して暮らすことのできるまち」を目指し、市内に17地区ある地区社会福祉協議会と共に各地区でさまざまな地域福祉活動に取り組んでいます。

横須賀市社会福祉協議会が社会福祉法に基づき設置されている社会福祉法人の団体であるのに対し、地区社会福祉協議会は町内会・自治会をはじめ、民生委員や社会福祉推進委員、保護司、福祉施設・関係機関、学校・PTA、ボランティアなどの地域のさまざまな組織、団体、個人等で構成される住民の任意団体です。

地区社会福祉協議会では、自分たちの生活する地区の生活課題や福祉ニーズを主体的にとらえ、問題の解決に向けてさまざまな活動に取り組んでいます。

各地区では、高齢者の食事支援や安否確認等を目的とした「ふれあいお弁当」の配達や、介護予防や生きがづくり、仲間づくりの輪を広げることを目的とした「ふれあい・いきいきサロン」などに取り組み、横須賀市社会福祉協議会はこうした活動を全市的な立場から支援しています。

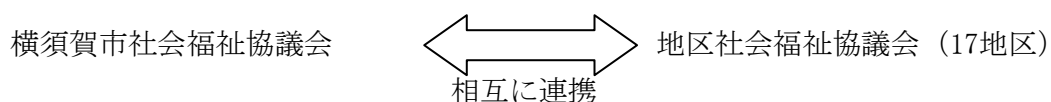
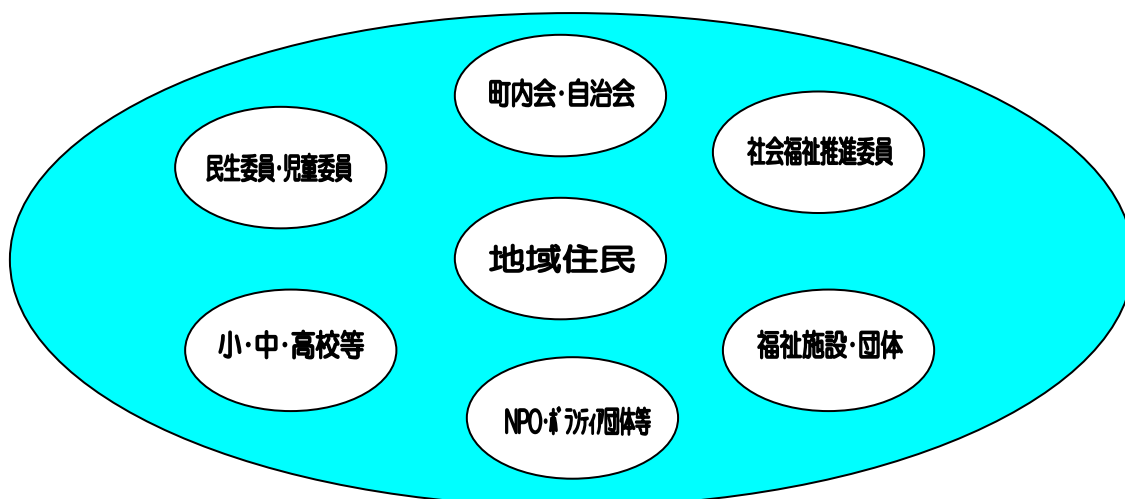


図46 地区社会福祉協議会のイメージ



※ 上の図以外にも多くの団体・個人の参加により地区社会福祉協議会は構成されています。また、構成も地区によって異なります。

イ 高齢者の見守り等を行う民生委員・児童委員と連携、協力します。

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする人の生活相談に応じ、関係機関の協力のもとで、地域福祉の増進を図るために活動しています。

本市では民生委員と連携して「ひとり暮らし高齢者調査」を実施し、支援を必要とするひとり暮らし高齢者に対しては、さまざまな福祉サービスを提供していきます。

表20 ひとり暮らし高齢者調査に基づく把握（登録）人数の推移

(単位：人)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
7,857	8,228	8,627	8,908	9,285

各年度7月1日現在

ウ 地域の創意工夫により、住み慣れた地域で住民同士が互いに助け合って生活が継続できるよう、地域活動に協力します。

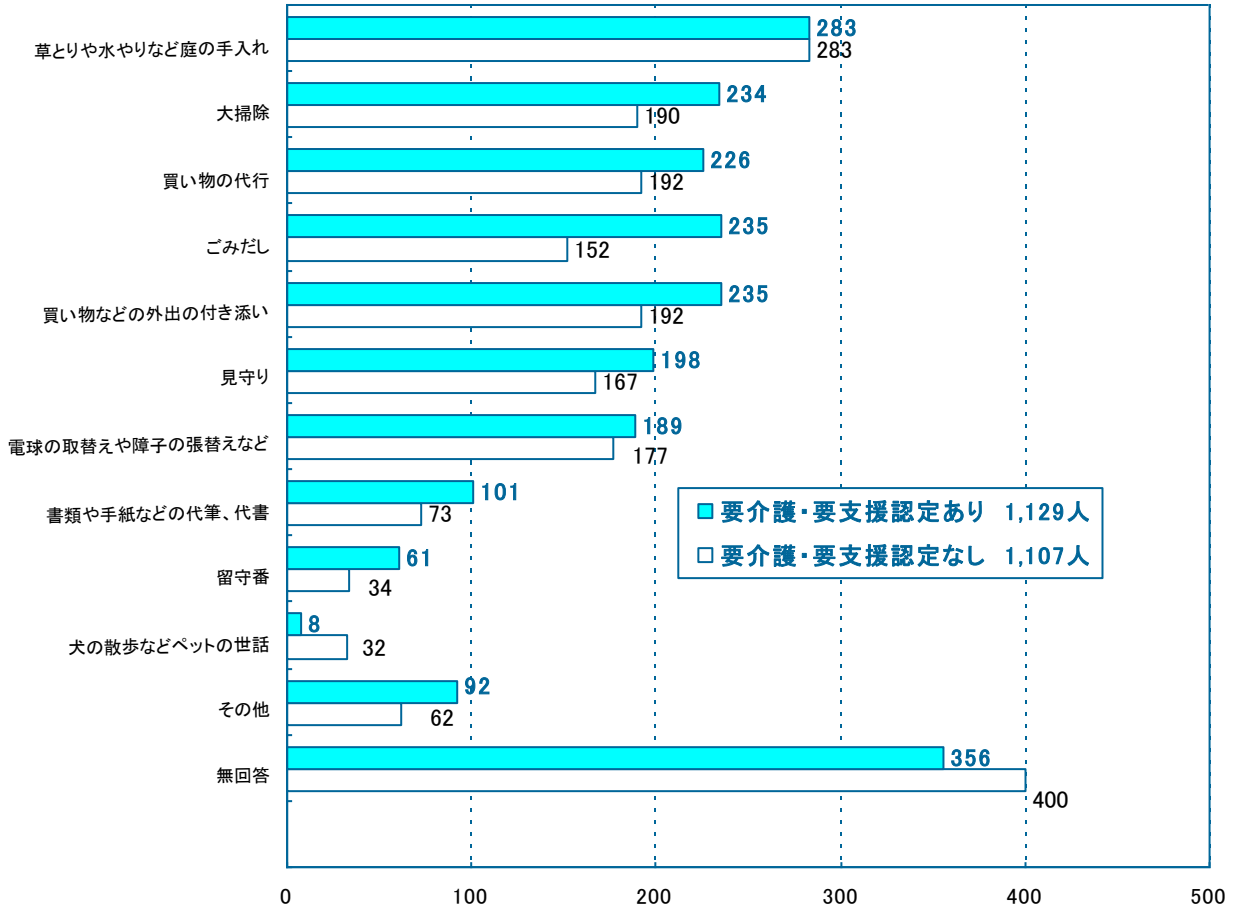
「湘南たかとり福祉村」、「みかん台ボランティア会」をはじめとして、「助け合い栗田」、「助け合いハイランド1丁目」、「助け合い観音崎」、「GH（グリーンハイツ）おやじの会」など、さまざまな地域活動団体が市内に広がっています。

<湘南たかとり福祉村概要>

- ・設 立：平成18年7月2日
- ・事業目的：住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願う高齢者、障害のある人、子育て中のお母さん、病弱な人など、家事に困っている在宅の人に「できることをできる時に」をモットーに支え合う活動を行う。
- ・組織構成：事業目的に賛同した湘南鷹取在住の住民により構成。会員は、支援活動をする活動会員、支援が必要な利用会員、及び会の目的に賛同する賛助会員で構成。
- ・事業内容：会員によるホームヘルプサービス等の非営利事業を有償ボランティアにより実施（活動協力代500円／時間＋事務維持費180円）。
家事・庭仕事・外出介助・育児に関する生活支援サービス。
毎月定例会・家事支援相談会、福祉村ひろばまたは学習会を開催。
会報の発行、ひろば開催案内を町内回覧・掲示している。
- ・他団体との連携：8自治会連絡協議会、地区ボランティアセンター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携。
また、自治会主催のお祭りや公的機関の講習会等にも参加。町内、市内の特技を持つ団体や個人（音楽・手話・落語等）に参加してもらい、ひろばを開催している。

図47 地域における支え合う仕組みとして望まれる支援（複数回答）

(単位：人)



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果
介護保険に関するアンケート結果



エ 地域での見守りネットワークの構築

ひとり暮らし高齢者等の安否を確認し、地域や社会からの孤立を防止するため、町内会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、地域包括支援センター等が連携して行う地域の特性や実情に応じた見守りネットワークの構築を支援することで、孤立死を防ぎ、住み慣れた地域で安心して過ごすことのできる地域コミュニティの実現への取り組みを進めます。

平成22年度には浦賀・鴨居地区で町内会や地区社会福祉協議会などが実施主体となり、救急医療情報キット「命の灯台」の配布が行われています。

<救急医療情報キット「命の灯台」概要>

- ・ 主な実施主体：浦賀第1地区及び第2地区民生委員・児童委員協議会
：浦賀地区及び鴨居地区連合町内会
：浦賀地区社会福祉協議会
- ・ 事業内容：住所・氏名・生年月日・緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の基本情報を「命の灯台」安心カードに記入し健康保険証のコピー等とともにキットに入れ、冷蔵庫に保管しておき、玄関ドアの内側や冷蔵庫のドアなどに目印のステッカーを張る。
- ・ 作製本数：4,000本（町内会を通じて必要数を把握）
- ・ 平成23年度以降も追加して作製し、配布を行っている。

オ 新しい地域自治組織との連携・連動した支援を検討します。

現在検討を進めている（仮称）地域運営協議会は、「地域のことは地域で決める」ことができる新しい地域コミュニティの仕組みです。

この組織は、連合町内会や地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会などの様々なまちづくり団体が連携、ネットワーク化を行い、地域の課題解決に向けた取り組みを住民自らが行うといった「住民自治」を具現化する組織です。

この組織が各地域で設置されれば、本市における共通の課題である少子高齢化から派生するさまざまな問題が、それぞれの地域で課題として取り上げられることが十分に想定されます。

そのために課題解決を図る取り組みがなされた際には、行政としてどのように連携・連動した支援ができるか検討する必要があります。

② ひとり暮らし高齢者への支援

地域の民生委員を通じて実施している「ひとり暮らし高齢者調査」等により把握（登録）された高齢者を対象に、さまざまなサービスを提供します。

※事業内容は、80頁

7 在宅生活を支援するサービスの充実

(3) 施策の展開

② ひとり暮らし等高齢者施策 を参照

③ 災害時要援護者対策の推進

平成21年3月に策定した「横須賀市災害時要援護者支援プラン」に基づき、「災害時要援護者」としての登録に同意したひとり暮らし高齢者等の名簿を地域の支援者（町内会・自治会等）に提供して、地域による対象者の詳しい状況把握を促進するとともに、災害時に直接支援をする近隣の支援者を取り決めます。

近隣支援者は、平常時には、高齢者等との日頃の交流を深め、災害時には災害情報の提供や安否確認など安全確保のための活動を行います。

災害時要援護者として登録できる人は次のいずれかに該当し、在宅で生活し、地域の人々へ自分の個人情報を提供することに同意する人です。

ア 横須賀市にひとり暮らし高齢者登録をしている人

イ 身体障害等級が1・2級の人

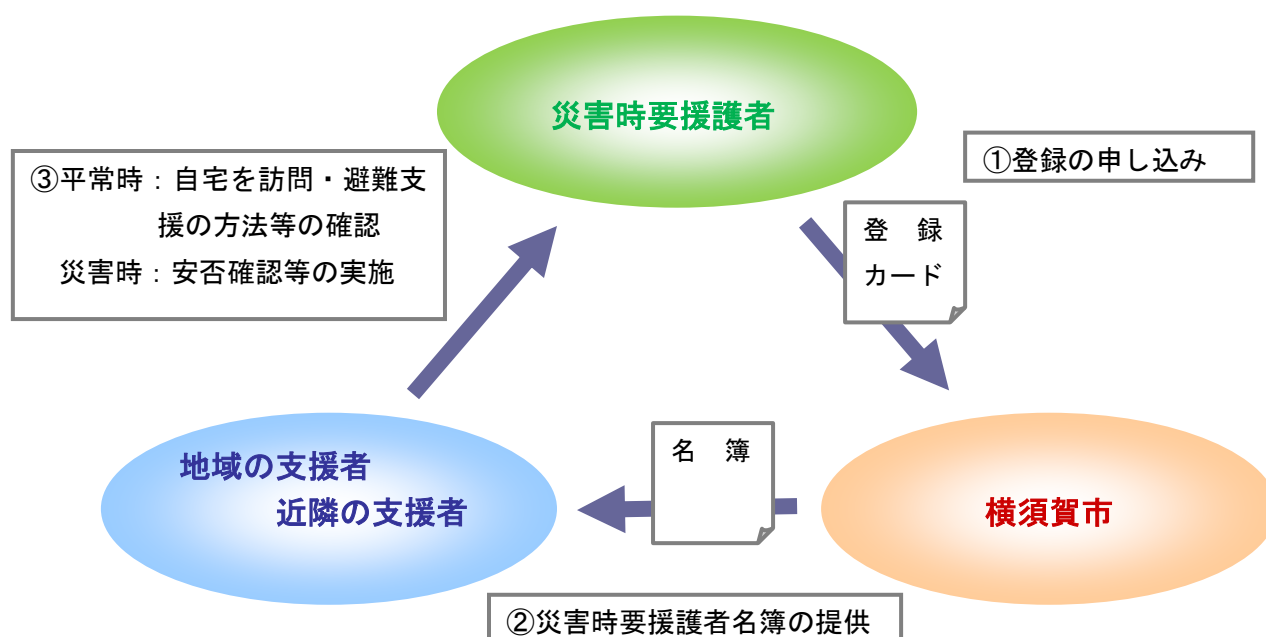
ウ 知的障害の人

エ 精神障害等級が1級の人

オ 要介護認定者で要介護3・4・5の人

カ その他市長が必要と認めるもの

図48 災害時要援護者支援プランの流れ



3 医療的ケアが必要な高齢者への支援

(1) 現状と課題

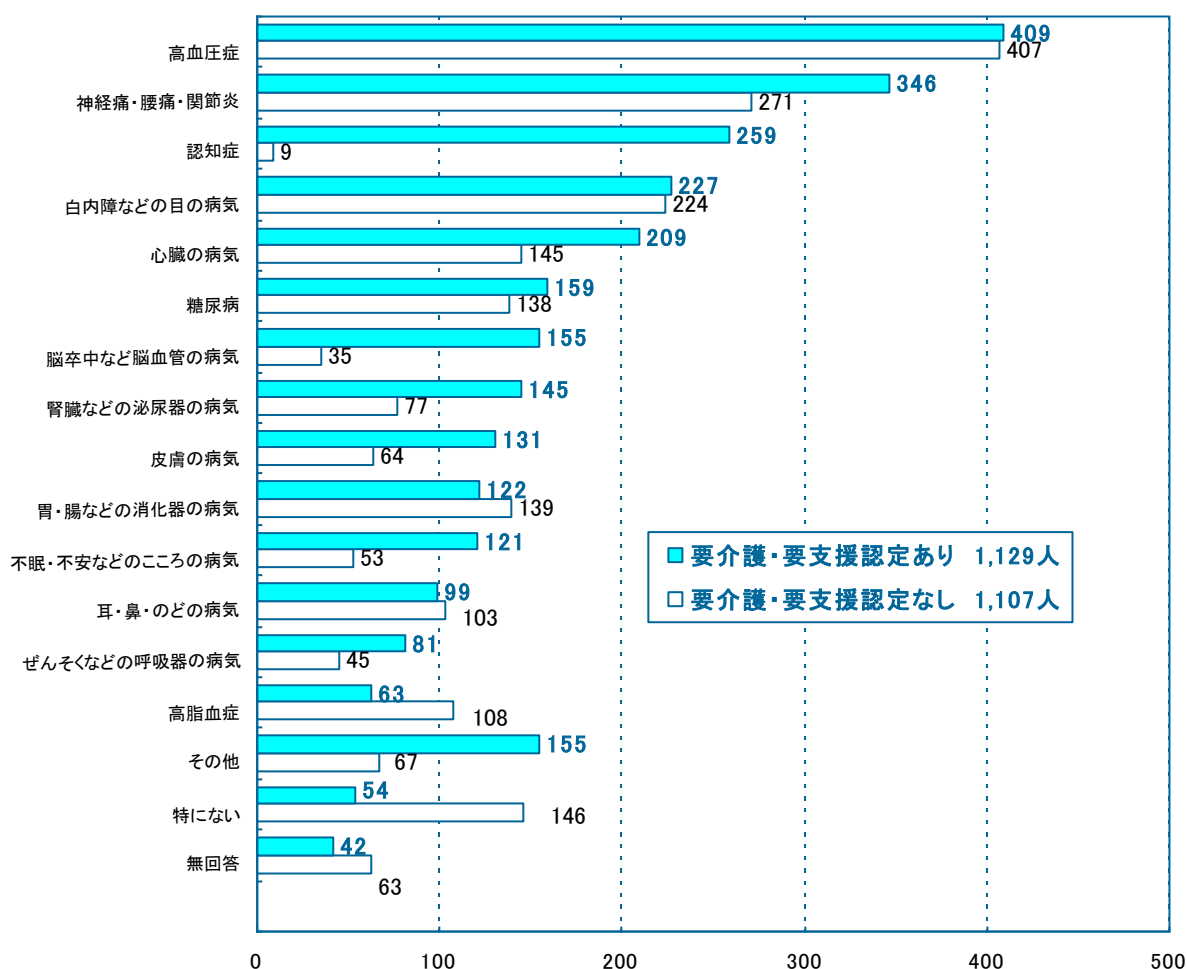
高齢者では、加齢に伴い治療を要する複数の病気を抱えていることが多く見受けられます。高齢期の病気の特徴として、機能及び免疫の低下により治療が長期に渡ることや、病気の症状や薬剤に対する反応などが若いころと異なり個人差も大きいといったこと等が挙げられます。

また、病院から退院して在宅生活に戻る高齢者が医療的ケアを必要とする場合、介護と医療との連携が十分ではないため、在宅における療養や介護サービスの利用等について、高齢者やその家族はさまざまな不安や心配を抱えています。

こうしたことから、ケアマネジャーをはじめとする介護事業者に、医療に関する知識や技術の習得が求められています。

図49 現在、治療中の病気（複数回答）

(単位：人)



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果
介護保険に関するアンケート結果

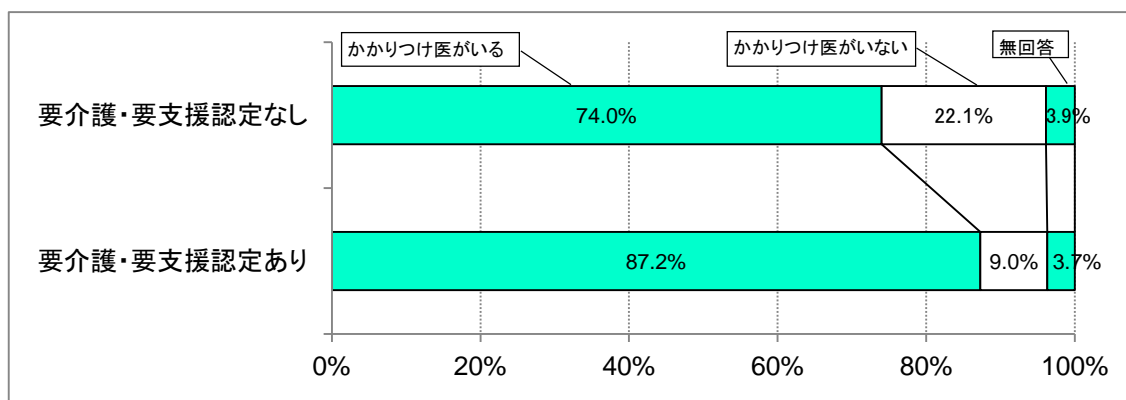
高齢者が自宅で、安心して生活を続けるためには、高齢者の心身等の状況をよく理解し、治療や健康について相談できる「かかりつけ医」の存在が重要となります。

「かかりつけ医の有無」のアンケートでは、要介護・要支援認定を受けていない人の約7割が、認定を受けている人の約9割が「かかりつけ医がいる」と回答しています。

また、要介護・要支援認定を受けている人に「安心して在宅で生活を続けるために必要なサービス」について質問したところ、「介護者の入院など緊急時に短期入所（ショートステイ）が利用できる」の回答が最も多くなっており、医療的なケアの必要な要介護高齢者でも、短期入所（ショートステイ）が安心して利用できることや在宅療養に理解のある医師、歯科医師の存在が重要となっています。

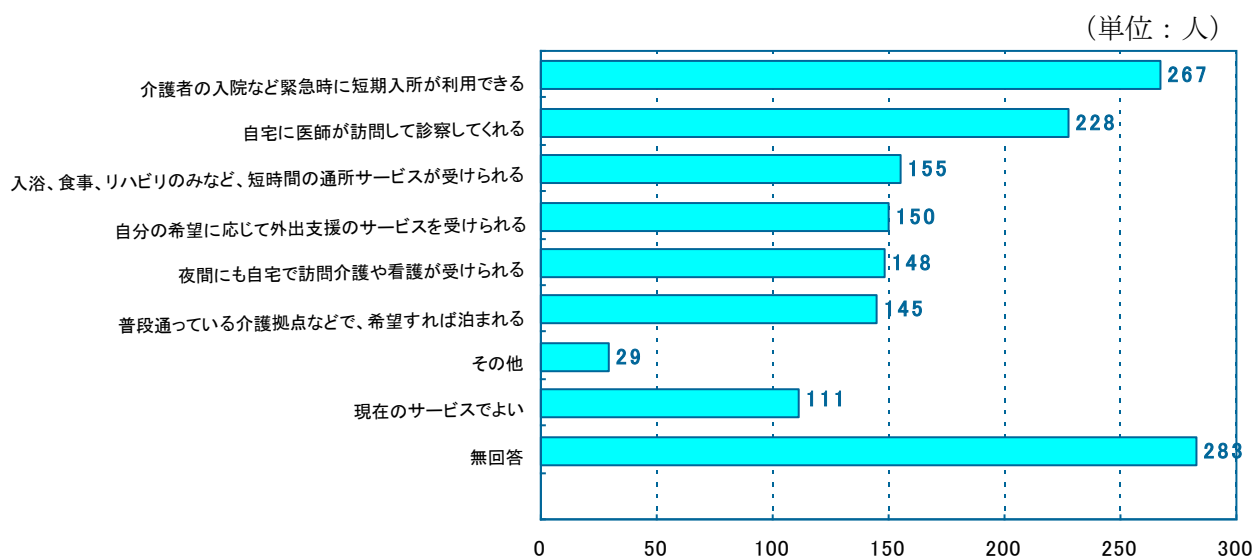
さらに、看護師以外でも一定の条件のもとに、痰の吸引が認められるなど、介護サービスを提供する側にも、医療知識や技術の習得が求められるようになってきました。

図 50 かかりつけ医の有無



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果（回答者数 1,107）
介護保険に関するアンケート結果回答者数 1,129

図 51 現在の介護サービス以外に必要なサービス（複数回答）



資料：介護保険に関するアンケート結果（回答者数 913）

(2) 目標

医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう高齢者や家族等を支援します。

(3) 施策の展開

① 在宅療養に関する啓発活動

市民が最後まで自分らしい生き方を選べるよう、「在宅療養」や「在宅看取り」という選択肢についても知る機会となるシンポジウムなどを開催します。

② 在宅療養を支える人材育成

在宅療養を支える医療関係者、福祉関係者のスキルアップや連携強化の基礎づくりのため、各種研修会やセミナー等を開催します。

③ 在宅療養に係る情報共有の促進

安心な療養生活を送れるよう、在宅療養を支える関係者が相互に情報を共有できるような情報共有システムづくりを検討します。

④ 日常生活圏域における医療・介護の連携

各地域包括支援センターや医療機関、居宅介護支援事業所、介護事業所等が協力し、高齢者の地域での生活を支え合うための連携や、補完体制を形成するとともに、保健・医療・福祉等関係者とのネットワークの構築を目指します。

また、各地域における課題の抽出とその改善に向けて、意見交換及び連携強化を図る方策を検討します。



4 認知症高齢者への支援

(1) 現状と課題

一般的に、要介護・要支援認定者の2人に1人は認知症であると言われており、今後、さらに高齢化が進むにつれ、その数はますます増えていくと予測されます。

本市においても、認知症についての不安や認知症の介護相談などは増加傾向にあります。地域では、認知症に関する知識を持った「かかりつけ医」が増え、早期発見、早期治療につながる人も増えつつあります。

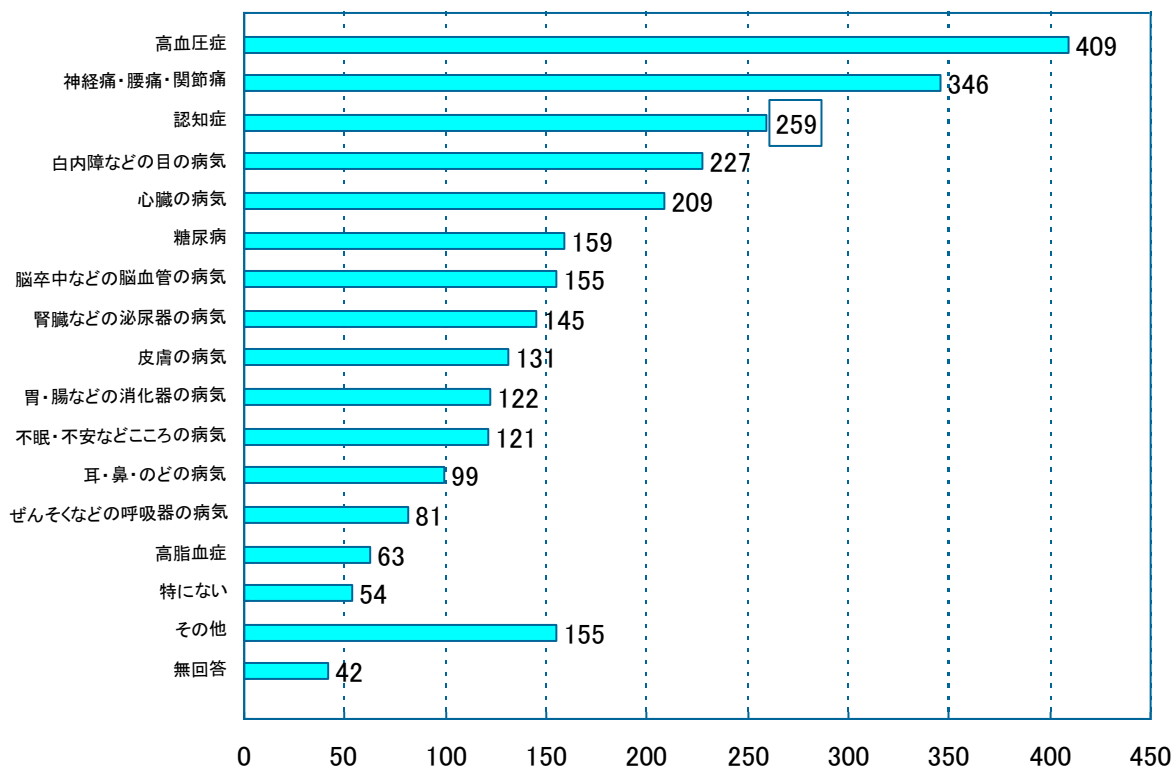
また、平成19年度より認知症を正しく理解し、地域において認知症の人とその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」を養成していますが、認知症に対する理解は、まだまだ十分とは言えない状況です。

そのため、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、地域における支援機関の連携と市民への認知症についての正しい理解と普及啓発をさらに進めていく必要があります。

アンケート調査の結果では、要介護・要支援認定者のうち、23%の人が認知症で治療を受けています。

図52 現在、治療中の病気（複数回答）

(単位：人)

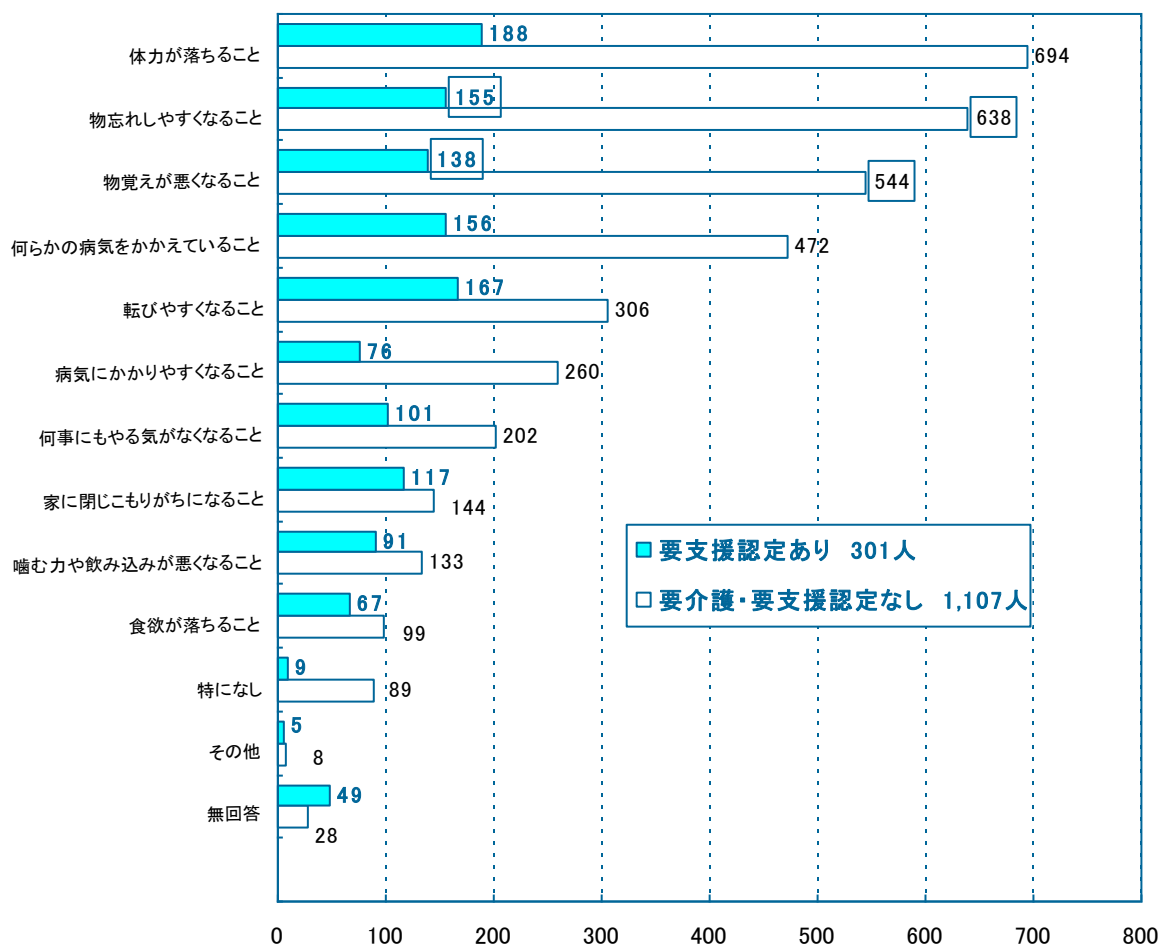


資料：介護保険に関するアンケート結果（回答者数 1,129）

また、歳を重ねること（加齢）に伴う心身の不安については、「物忘れしやすくなること」、「物覚えが悪くなること」など認知機能の低下についての不安が上位を占めている現状にあります。

図53 加齢に伴う不安（複数回答）

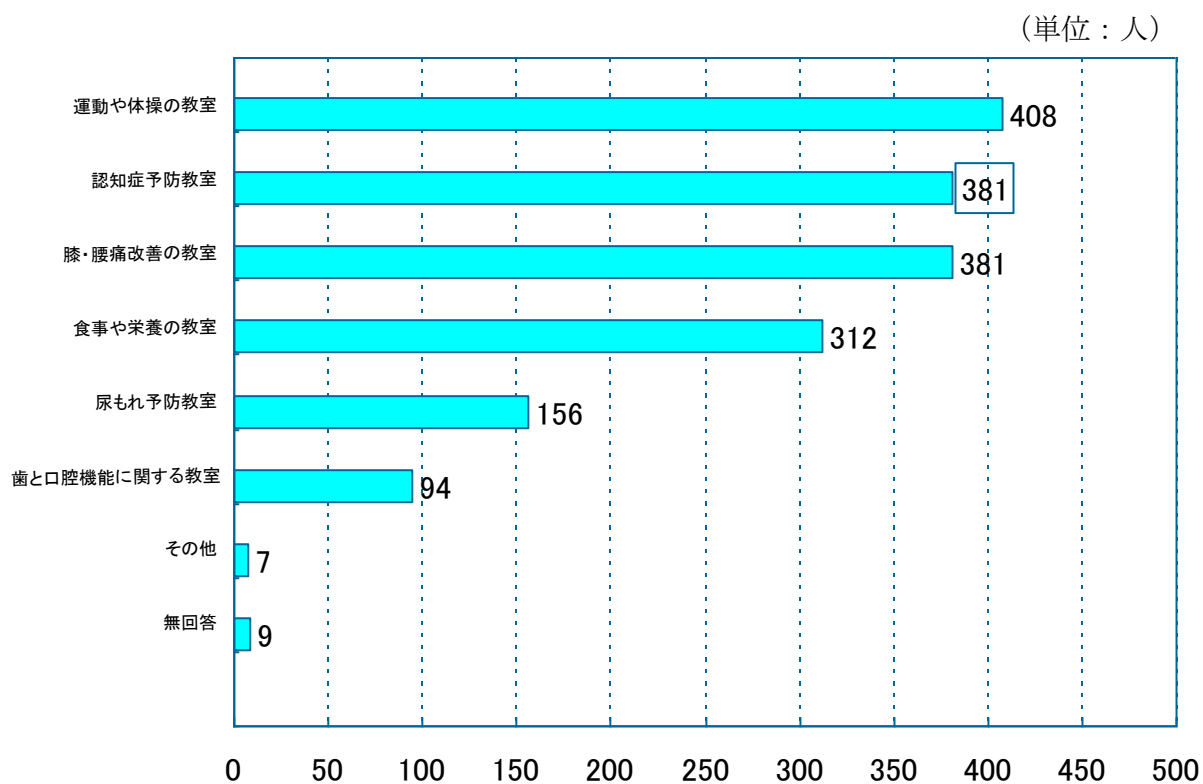
（単位：人）



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果
介護保険に関するアンケート結果

このような状況が反映され、今後の介護予防教室の利用意向では、参加したい教室の上位に「認知症予防教室」53.1%が挙げられています。

図54 参加したい介護予防教室（複数回答）



資料：高齢者福祉に関するアンケート結果（回答者数 718）



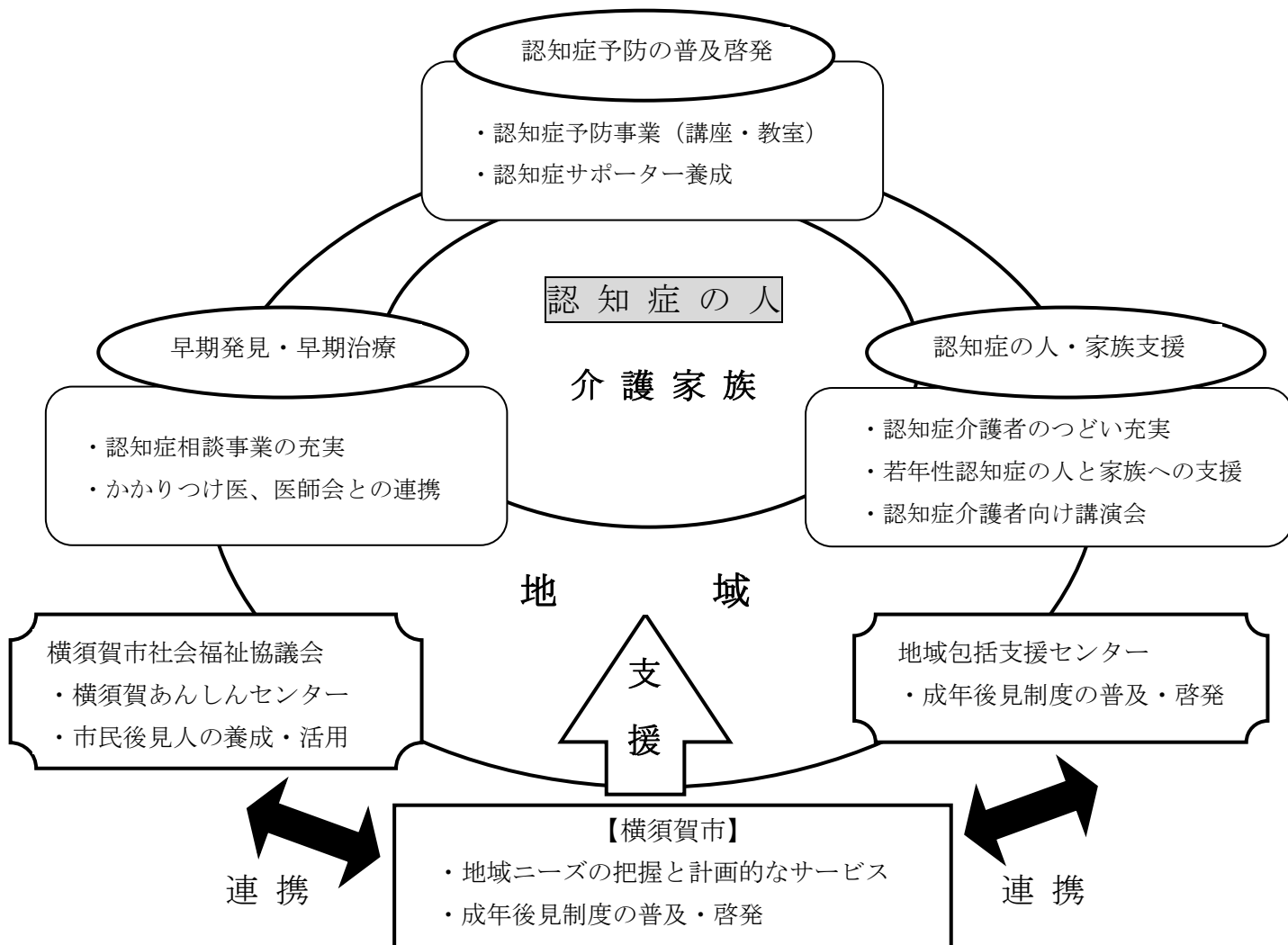
(2) 目標

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症予防から認知症の早期発見、早期治療、ケア、介護家族の支援までの一貫した取り組みを進めるとともに、地域で認知症の人を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症施策の充実を図ります。

(3) 施策の展開

認知症に関する知識の普及啓発を進めるとともに、地域包括支援センターをはじめとして、市民・医療機関・サービス提供事業者等がそれぞれの役割に応じた取り組みを進め、地域における認知症高齢者を総合的に支援する体制を構築します。

図 55 認知症の人への支援体制



① 認知症についての普及啓発の促進

ア 高齢者を対象とした認知機能の維持・改善を図るため、県立保健福祉大学との共催で、認知症予防講座を開催し、認知症及びその予防等に関する知識の普及啓発を図ります。

また、認知症に関する正しい知識や理解を深めるため、各地域で認知症に関する予防教室を開催します。

<認知症予防事業>

- ・普及啓発講座『スカッと脳力アップ大学講座』

認知症予防に関心のある人を対象に、高齢者用集団認知機能検査（ファイブ・コグ検査）と認知症予防講演会を開催します。

- ・認知症予防教室『スカッと脳力アップ教室』

認知症予防に関心のある人を対象に、高齢者用集団認知機能検査（ファイブ・コグ検査）と脳の活性化を促すウォーキングプログラムを主体とした教室を開催します。

- ・認知症予防グループリーダー養成講座

認知症予防教室終了後も、参加者が自発的な介護予防を継続できるように、中心となるグループリーダーを養成し、グループ活動を支援します。

高齢者用集団認知機能検査（ファイブ・コグ検査）

DVD映像を見ながら集団で短時間に認知機能を確認められる、一般高齢者用の検査Five Cognitive Functionの略。

①記憶、②注意、③言語、④視空間認知、⑤抽象的思考の5つの脳認知機能と手先の運動機能を評価し、年齢、性別、教育年数によって基準化され、同じ教育年数の同年齢の人との比較ができる検査。

表21 認知症予防事業の見込量

区 分	第4期実績			第5期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
普及啓発講座			1回 100人	1回 100人	1回 100人	1回 100人
認知症予防教室			24回 延720人	24回 延780人	24回 延840人	24回 延1,080人
グループリーダー養成講座			2回 延16人	2回 延32人	2回 延48人	2回 延64人

※表中の各事業は、平成23年度からの新規事業

平成23年度は実績見込み

イ 認知症に関する正しい知識や理解を深め、地域における認知症高齢者のよき理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成講座を市民、企業、金融機関、学校などを対象に行うとともに、その講師役となる「認知症キャラバンメイト」の活動支援を行うことにより、地域で支え合う環境づくりを促進します。

表22 認知症サポーター養成事業の見込量

(単位：人)

区分	第3期実績		第4期実績			第5期計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
養成数 (新規)	1,277	1,543	2,841	2,536	2,000	2,000	2,000	2,000
養成数 (累計)	1,277	2,820	5,661	8,197	10,197	12,197	14,197	16,197

※平成23年度は実績見込み

② 認知症高齢者の早期発見・対応の支援

ア 認知症相談事業の充実

医師による「もの忘れ相談会」や「認知症訪問相談」などを実施し、認知症の早期発見、早期治療、適切なケアにつなぐことにより、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

表23 認知症高齢者相談事業の見込量

区分		第4期実績			第5期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定例相談	開設(回)	16	23	24	24	24	24
	延人数(人)	25	33	48	48	48	48
訪問相談	延人数(人)	25	20	30	30	35	40
随時相談	延人数(人)	933	1,423	1,460	1,500	1,550	1,600

※平成23年度は実績見込み

③ 認知症の人と家族支援の充実

ア 認知症介護者のつどいの開催

介護者同士が交流し、支え合う場となる「認知症介護者のつどい」を定期的に開催します。

また、「認知症介護者のつどい」会報誌を発行し、参加できない介護者が孤立することのないよう継続的に支援します。

イ 若年性認知症の人と家族への支援

「認知症の人と家族の会（神奈川県支部）」、県立保健福祉大学と連携し、「若年性認知症よこすかのつどい」の開催を支援します。

ウ 認知症介護者向け講演会の開催

介護者が認知症に関する知識や認知症ケア、最新情報などについての理解を深めることにより介護負担の軽減を図ります。

表24 認知症高齢者介護者のつどい等の見込量

区 分		第4期実績			第5期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度※	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症高齢者	開設(回)	12	14	18	18	18	18
介護者のつどい	延人数(人)	128	128	150	180	180	180
認知症介護者講演会(人)		140	110	150	200	200	200

※平成23年度は実績見込み



5 権利擁護の取り組みの充実

(1) 現状と課題

誰もが、自らの人生を自分で決め、主体性と尊厳を持って暮らすことを願っていますが、虐待により身体的・精神的な権利侵害を受けたり、日常的な金銭の管理や相続の際に財産等の権利を侵害されることがあります。

また、認知症などにより判断能力が低下し、日常的な金銭の管理や契約などが困難になる人もいます。高齢者の権利を守り、支援していくことは、その人が安心して自分らしい生活を送ることに繋がります。

そのため、本市では総合相談窓口を設置するとともに、地域での身近な相談窓口として、平成18年度から順次、地域包括支援センターを13カ所設置しています。

今後は、地域における相談窓口としての機能強化を図り、高齢者の権利保護及び権利侵害の解決・予防の支援に取り組んでいくことが求められています。

また、「成年後見制度」は認知症高齢者等の財産管理や契約、手続き等を本人に代わって、家庭裁判所より選任された後見人等が代理で行い、認知症高齢者等の権利等を保護するものです。

成年後見制度を利用するには家庭裁判所に申立を行う必要がありますが、申立ができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族などとなっています。

しかしながら、制度を利用する必要がある場合であっても、身寄りがいない等の理由から申立のできない人が増加しています。

そのため、本市では、市長による後見等開始の審判請求の実施（市長申立）、申立費用や後見人等に対する報酬の助成を行う利用支援や成年後見制度の普及・啓発を行っています。

また、制度の適切な利用及び普及には、関係機関との連携が不可欠となるため、平成16年度から弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士等専門職、家庭裁判所、横須賀市社会福祉協議会と成年後見制度情報交換会を立ち上げ、連携を図っています。

表25 市長による後見等開始の審判請求の実施件数

(単位：件)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成12年度～22年度
認知症高齢者	7	3	7	45
知的障害者	1	1	0	6
精神障害者	0	0	0	1
合計	8	4	7	52

※成年後見制度は平成12年度より施行。

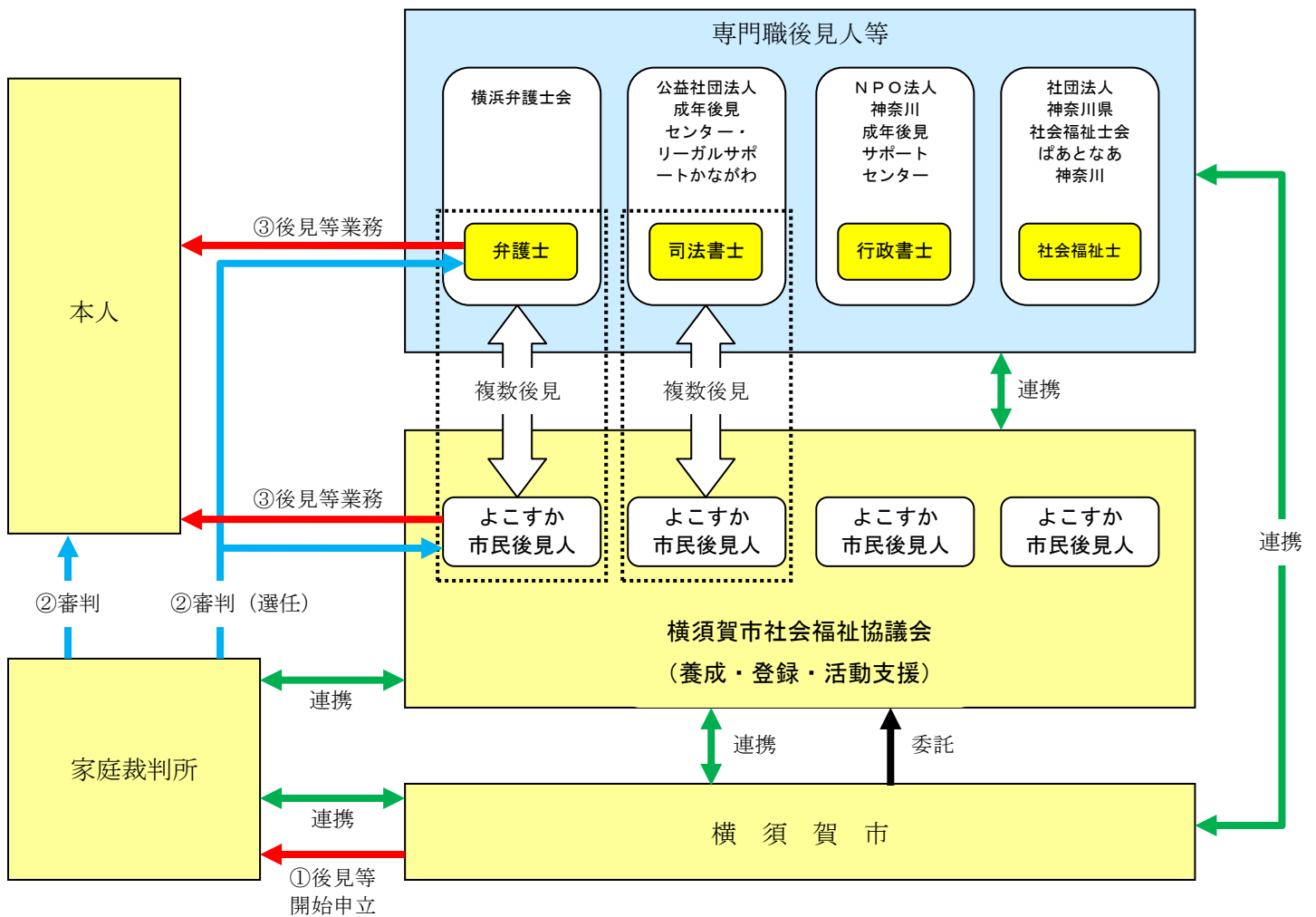
さらに、後見人の選任に当たっても身寄りがいない、親族が協力しないなどの理由から第三者後見人（親族以外の専門職や法人、知人など）を選任する人が増加しています。

しかしながら、第三者後見人の担い手が不足していること、専門職等の第三者後見人が担当できる件数に限界があることから、今後、成年後見制度の利用増加に対して十分に対応できるのか懸念されています。

そのため、本市では、第三者による後見人等の担い手の拡大・充実を図ることを目的として、平成19年度から市民後見人の養成・活動の支援を開始し、平成22年度には6人の市民後見人が活動しています。

今後は、成年後見制度の円滑な利用を推進するため広く市民や介護・福祉関係者等を啓発するとともに、市民後見人の養成・活動の支援を推進し、成年後見制度の利用拡大と制度を必要とする高齢者等の保護を図ることが求められています。

図56 よこすか市民後見人等運営事業概要図



また、近年では、高額商品の訪問販売トラブルや振り込め詐欺など高齢者の消費者被害が増加しており、年金・貯蓄など大切な財産を失ってしまうことがあります。

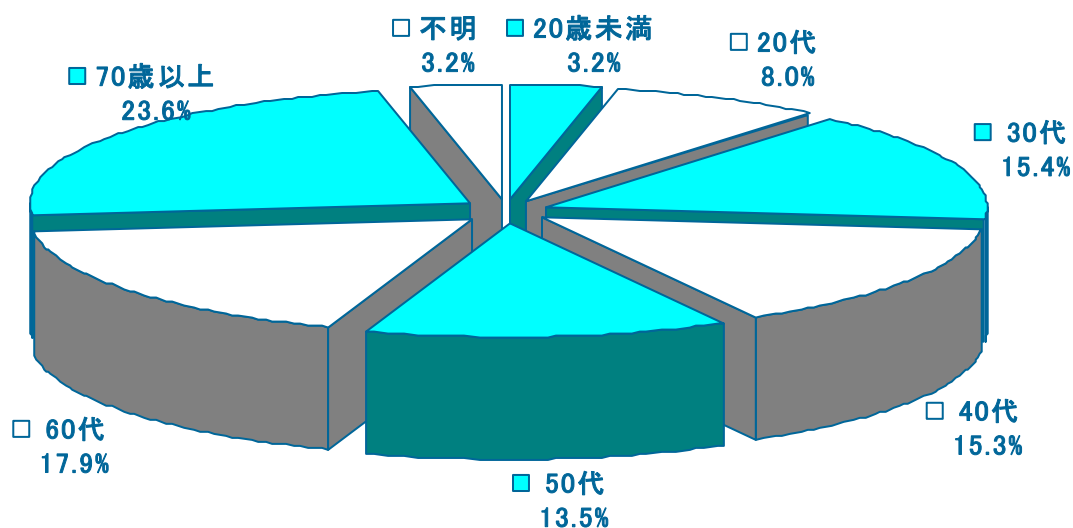
こうした高齢者の消費者被害の背景には、単独または夫婦のみで暮らす高齢者が増加し、身近に適切な相談者がいないといったことが挙げられます。

今後、高齢者と地域や介護関係者等がコミュニケーションをとって、高齢者が相談できる環境、関係を作るなど、被害を未然に防ぐ取り組みが重要となります。

表26 平成22年度 消費生活相談件数（年代別件数及び構成比（契約当事者））

区 分	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
件 数	86	214	411	410	360	478	631	86	2,676
構成比	3.2%	8.0%	15.4%	15.3%	13.5%	17.9%	23.6%	3.2%	

図57 消費生活相談における年代別構成比



資料：平成22年度消費生活行政概要

(2) 目標

認知症などにより判断能力が低下した場合でも、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や関係機関が連携し権利擁護や成年後見制度の利用促進を図ります。

(3) 施策の展開

① 地域包括支援センターによる権利擁護相談

各地域包括支援センターが、地域住民や民生委員、居宅介護支援事業所、地区社会福祉協議会等と連携しながら相談に応じ、地域の高齢者にとっての身近な相談窓口となることができるよう、その充実を図ります。

② 高齢者虐待への対応

高齢者虐待を防止するため、相談専用窓口の周知を図るとともに、市民を対象とした講演会を開催するなど虐待防止に関する啓発を行います。

また、関係機関と連携し、高齢者虐待の背景にある、さまざまな要因を探り、状況を正確に把握するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

③ 成年後見制度の利用促進

認知症等により、財産管理や契約手続きなどに関して、自分で十分な判断や意思決定を行うことが難しい高齢者の権利や財産を守るため、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の利用を必要とする高齢者などが、円滑に制度を利用できるように相談や手続支援を行います。

また、身寄りがいない、親族が協力しないなどの理由から、後見の申立をする人がいない高齢者の保護を図る必要がある場合は、家庭裁判所に対し市長申立を行うとともに、申立に要する費用や後見人等への報酬を助成します。

④ 市民後見人の養成・活動の支援

認知症高齢者の増加や親族関係の希薄化などに伴い、第三者後見人等が不足することが予測されます。

本市では、今後の成年後見制度の利用増加に対応していくため、専門職に限らず、社会貢献的な活動に意欲と見識を持っている地域の人々にも後見等業務を担ってもらえるよう、「よこすか市民後見人」の養成・活動の支援を横須賀市社会福祉協議会に委託して実施しています。

今後も、市民後見人の養成・活動を支援することで、成年後見制度のより一層の促進を図ります。

⑤ 横須賀あんしんセンターによる日常生活自立支援事業の周知・広報

横須賀市社会福祉協議会「横須賀あんしんセンター」では、福祉サービスの利用手続き、通帳等の保管、日常のお金の出し入れなどを一人で行うことに不安のある高齢者等が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき「書類等預かりサービス」、「福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス」を実施し、高齢者等が安心して生活できるよう支援を行っており、今後も、継続してその周知・広報に努めます。

⑥ 消費者被害等の防止

高齢者の判断力低下に乗じた悪質商法や契約トラブルなど、さまざまな消費者被害を未然に防止するため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に対して講座の開催やリーフレットの設置、配布をするなど、消費生活の知識の普及、消費者問題について情報提供等を行います。

また、実際に契約トラブルや消費者被害にあった高齢者が、早期に適切な助言・あっせん等を受けることができるよう、消費生活センターで行う「消費生活相談」等の、周知・広報を継続して行います。



6 高齢者虐待防止への取り組み

(1) 現状と課題

本市は、全国に先駆けて平成13年度に「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を立ち上げました。

平成16年度に高齢者虐待防止相談の専用窓口である「高齢者虐待防止センター」を市役所に設置し、さらに、平成18年度の介護保険法改正・高齢者虐待防止法施行を受けて、市内13カ所に地域包括支援センターを設置し、高齢者虐待防止の取り組みを行っています。

【高齢者虐待防止事業の3本柱】

高齢者虐待防止事業の3本柱は、「相談」、「ネットワーク」、「啓発」であり、第4期計画期間での実績は次のようになっています。

① 相談事業

ア 養護者（介護者等）による高齢者虐待相談

保健師5名を配置して、専用電話による相談や面接を随時行い、内容によっては、関係機関と連携して、訪問等の対応を行っています。

また、地域包括支援センターにおいても、同様の相談を実施しています。

表 27 新規相談件数の推移（市内高齢者）

（単位：件）

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
48	75	119	123	112	126	119	125	168

図 58 新規相談件数の推移（市内高齢者）

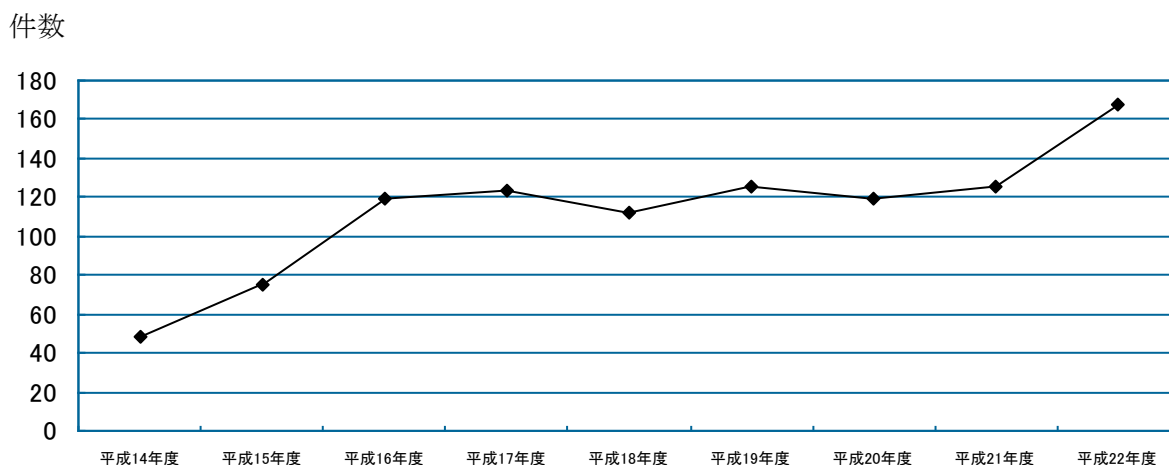


表 28 平成 22 年度新規相談の内訳

(単位：件)

新規相談件数	168
「虐待あり」と判定した件数	74
「虐待なし」と判定、または判断できなかった件数	94

図 59 新規相談者（168 人）の内訳

(単位：人)

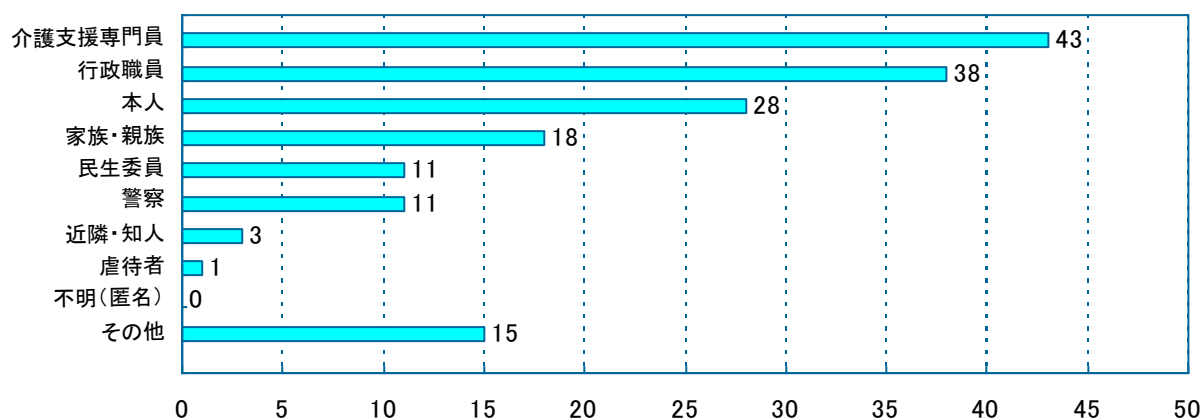


表 29 虐待ありと判定したケース（74 人）の種別（重複あり）

区 分	平成 22 年度					
	横須賀市	構成割合	神奈川県	構成割合	国	構成割合
身体的虐待	52 人	70.2%	431 人	67.0%	10,568 人	63.4%
介護の放棄・放任	8 人	10.8%	150 人	23.3%	4,273 人	25.6%
心理的虐待	38 人	51.4%	255 人	39.7%	6,501 人	39.0%
性的虐待	0 人	0%	5 人	0.8%	94 人	0.6%
経済的虐待	12 人	16.2%	160 人	24.9%	4,245 人	25.5%

- ・ 新規相談件数の増加は、高齢者虐待防止の啓発により、周知が広がったためと考えられます。
- ・ 相談者は、関係機関からが約 7 割を占めており、ネットワークの構築が重要となっています。
- ・ 虐待の種類は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。国・県と比較して、介護の放棄・放任や経済的虐待の割合が低くなっていますが、これは、相談が潜在化している可能性があります。

イ 高齢者・介護者のためのこころの相談

介護ストレス等を軽減することにより、高齢者虐待防止を図ることを目的として、臨床心理士による相談（来所または訪問）を実施しています。平成22年度からは、被虐待者や介護職員等への相談にも対応しています。

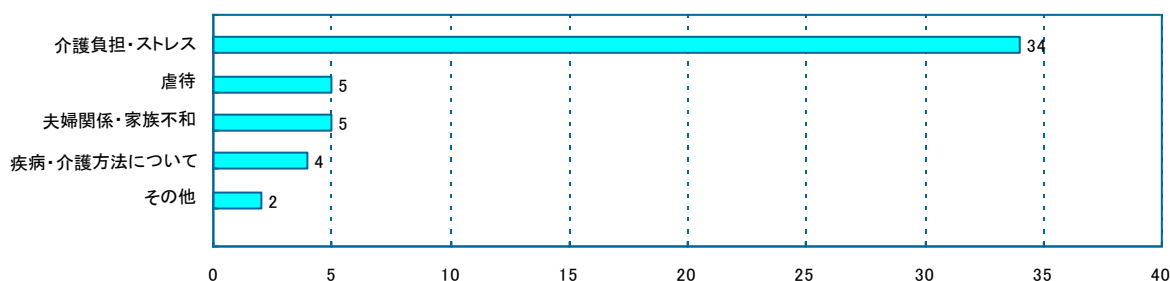
表 30 こころの相談件数の推移

(単位：件)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
23	29	29	26	44

図 60 平成 22 年度のこころの相談内容について（重複あり）

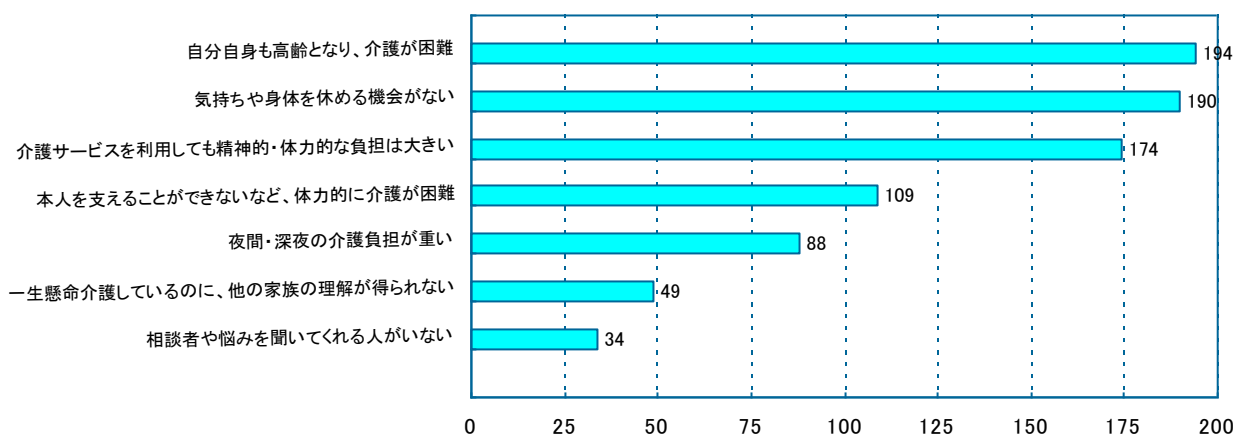
(単位：件)



- ・相談内容の多くが、介護負担やストレスによるもので、緊急対応したケースが1件ありました。
- ・虐待に関する相談は5件で、施設入所後数年を経過し、ストレスの訴えや他の入居者とのトラブルが発生したことから、こころの相談の実施となりました。

図 61 介護を行う上で困っていること【精神的・体力的な負担について】（複数回答）

(単位：人)



資料：介護保険に関するアンケート結果（回答者数 569）

- ・高齢者アンケート結果でも介護負担を感じている人が多くいます。

ウ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待に対しても、随時相談を実施しています。平成22年度の相談件数は11件で、虐待と認定したのは1件です。

※養介護施設：老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

表 31 新規相談の推移

(単位：件)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
4	6	5	8	11

② ネットワーク事業

ア ネットワークミーティング全体会

関係機関の管理者・施設長・職域代表等を招いて、高齢者虐待防止事業を総括し、連携の重要性とその方法について共有する場として開催しています。

(平成22年度 1回)

イ ネットワークミーティング個別部会

虐待の発生に関与する要因が複雑で、関係機関で情報を共有し、方向性を統一させて関わったほうが効果的と考えられる場合などに、課題・支援の目標・対応方法・役割分担などを検討するため随時開催しています。(平成22年度 18回)

ウ 事例検討会

経済的虐待や成年後見制度の活用など、法的な解釈を必要としたり、精神疾患が絡む対応困難ケースについて、弁護士や医師等専門職の助言を受けながら事例検討会を開いています。(平成22年度 3回)

③ 啓発事業

ア 市民啓発講演会

市民を対象に、高齢者虐待防止講演会を実施しています。

(平成22年度 1回 144人)

イ 介護に関わる専門職対象の研修会

ケアマネジャーや施設等の職員を対象に、高齢者虐待防止研修会を実施しています。(平成22年度 4回 延296人)

ウ 介護施設・自治体・地域等関係機関からの依頼による研修会

施設や関係機関に出向いて、高齢者虐待防止研修会を随時開催しています。

(平成 22 年度 12 回)

<課題>

- ① 被虐待者の4分の3が女性であるのに対し、虐待者の3分の2が男性であることから、男性介護者への支援が課題となっています。(平成22年度実績)

図 62 被虐待者性別

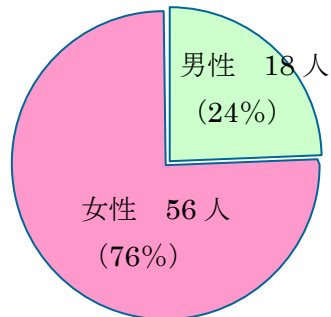
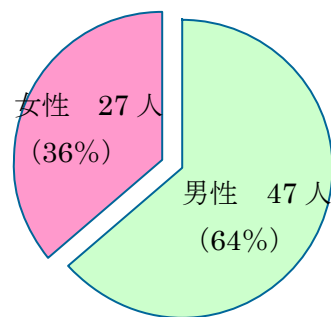


図 63 虐待者性別



- ② 要介護・要支援認定を受けている被虐待者では、認知症を有する人が約8割を占めていることから、認知症への介護が課題となっています。(平成22年度実績)

図 64 被虐待者の介護保険申請状況

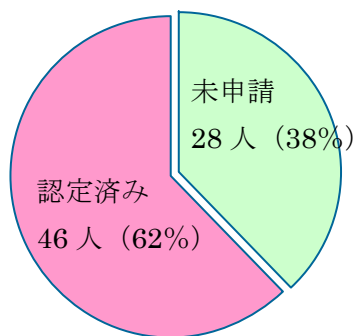
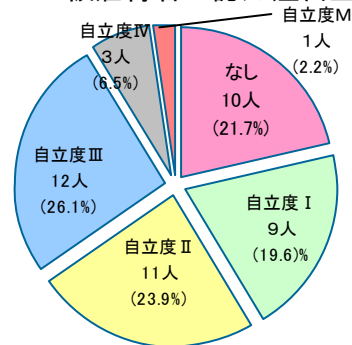


図 65 被虐待者の認知症自立度



～認知症自立度とは～

高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するため、介護保険の認定等で使用されている指標です。

- 自立度Ⅰ 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- 自立度Ⅱ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- 自立度Ⅲ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- 自立度Ⅳ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- 自立度M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患（意思疎通が全くできない寝たきり状態）が見られ、専門医療を必要とする。

- ③ 被虐待者は、長年の抑圧により心身ともに傷ついていることが多く、こころのケアが課題となっています。

(2) 目標

高齢者の虐待を防止するため、虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら、虐待を早期に発見し、高齢者及び介護者への支援を行います。

(3) 施策の展開

① 高齢者虐待防止の普及啓発

ア 市民や介護に関わる専門職対象の講演会・研修会を継続します。

② 相談窓口の整備

ア 高齢者虐待防止に関する相談専用窓口の周知を推進します。

電話 046-822-4370

イ 地域包括支援センターを活用して、地域に密着した相談を充実します。

③ 高齢者及び家族の支援体制の確立

ア 従来の相談事業や高齢者・介護者のためのこころの相談を充実するとともに、男性介護者のための支援を推進します。

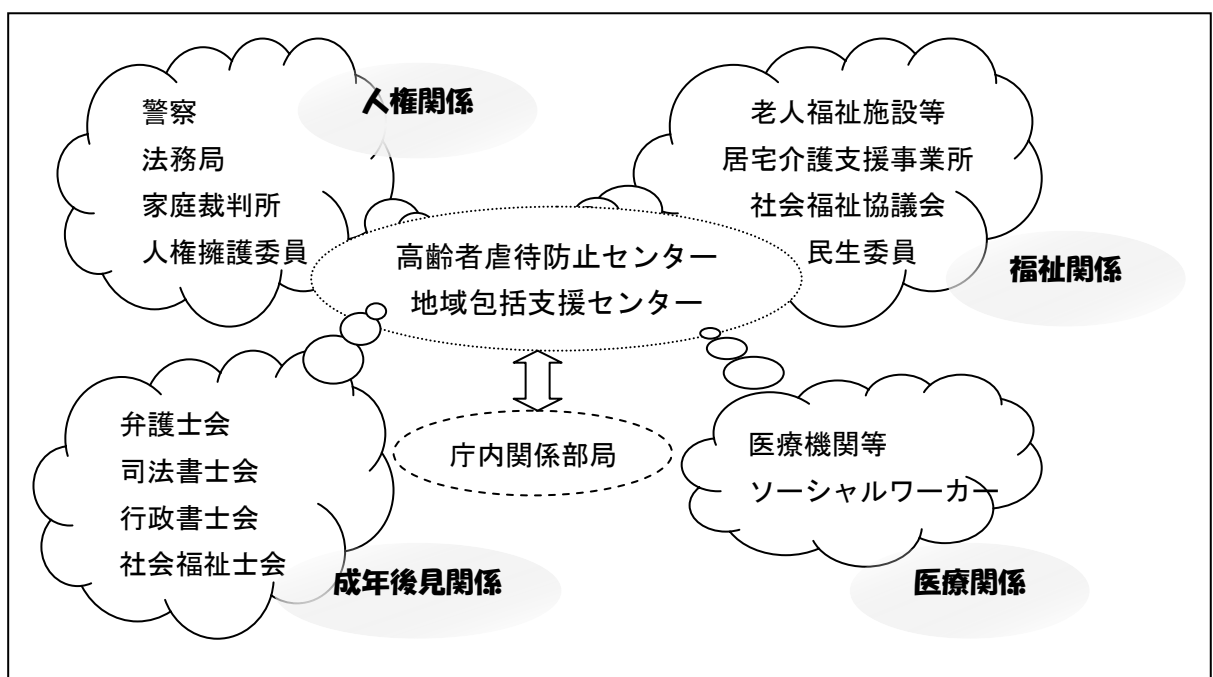
イ 認知症介護の理解や対応についての支援を推進していきます。

④ 施設従事者等による虐待防止の取り組み

ア 介護職員等対象研修会において、施設従事者等による虐待防止をテーマとした研修を実施します。

イ 介護施設からの依頼に対する出前研修を継続します。

図66 高齢者虐待防止に向けたネットワーク



7 在宅生活を支援するサービスの充実

(1) 現状と課題

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには介護保険制度に基づく保険給付のサービスと併せて、保険給付以外の在宅サービスも充実させていくことが必要です。

本市では、高齢者の類型を心身の状態や世帯の状況によってグループ分けし、それぞれ必要なサービスを提供しています。

まず、要介護認定において、要介護3～5の認定を受ける高齢者を「ねたきり等高齢者」としています。このグループに入る高齢者は、重層的なサービス、相互に連携したサービスの必要があると考えられます。また、これらの高齢者と生活を共にしている家族に対して適切な対応をしなければ、高齢者に対するサービスが十分に機能しないことから、家族への相談・支援も行う必要があります。

次に、「ひとり暮らし高齢者」です。ひとり暮らしの高齢者は、家の中に閉じこもりがちになる傾向がみられます。健康を維持しながら、いつまでも自立した生活を送るためには、家族や地域を含めた見守り体制と併せて、家の中で倒れてしまった場合などの緊急時の対応も課題となっています。

最後に、「その他の高齢者」です。このグループの高齢者に対しては、援助的なサービスではなく、社会参加の機会の提供や生きがいがづくり施策など、地域におけるさまざまな場づくりの支援を充実・強化していきます。

(2) 目標

介護が必要となっている高齢者が安心して在宅生活を継続できること、また、介護を必要としていない高齢者も自立した生活を送れるよう支援するため、介護保険給付のサービスと併せて、保険給付以外の必要なサービスを提供します。



(3) 施策の展開

① ねたきり等高齢者施策

ア 紙おむつ給付事業（地域支援事業）

家族の夜間の介護負担を軽減することを目的として、ねたきり等の在宅高齢者が紙おむつを必要している場合、指定する業者の中から紙おむつを給付します。

表 32 紙おむつ給付事業の実績

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延人数	25, 292	26, 218	27, 856

現状 月 3,000 円以内（超えた場合は、自己負担）

目標 現状と同程度

イ 寝具丸洗いサービス事業

高齢者が清潔で快適な生活を送ることを目的として、ねたきり等の在宅高齢者の使用している寝具の丸洗いを行います。

表 33 寝具丸洗いサービスの実績

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延人数	3, 545	3, 793	4, 167

現状 年 4 回

目標 現状と同程度

ウ 出張理容等サービス事業

ねたきり等の在宅高齢者で理容店等に出かけられない人に、理容師または美容師が自宅まで出張し、理美容サービスを行います。

表 34 出張理容等サービスの実績

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延人数	5, 844	6, 067	6, 242

現状 年 6 回

目標 現状と同程度

エ 家族介護慰労金支給事業（地域支援事業）

市民税非課税世帯の高齢者にあつて、要介護4または5と認定されながら、過去1年間介護保険サービス（1週間程度のショートステイを除く）を利用しなかつた高齢者を介護している家族に慰労金を支給します。

表 35 家族介護慰労金支給事業の実績

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
支給人数	2	2	3

現状 年間 100,000 円

目標 現状と同程度

② ひとり暮らし等高齢者施策

ア ふれあいお弁当事業

食事の支度の困難なひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に食事を提供することで健康管理を図ります。

また、横須賀市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会と協働し、配食活動を実施することにより、安否の確認と見守りを行い、孤独感や不安感の軽減を図るとともに、地域の交流を実現します。

表 36 ふれあいお弁当事業の実績

(単位：食)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
延配食数	165,209	163,272	160,739

現状 配食回数 週4回（夕食）

目標 現状と同程度

イ ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に、市内の公衆浴場の利用券を交付することにより、公衆浴場を地域交流の拠点として活用し、ひとり暮らし高齢者の地域交流の推進や孤独感の解消を図ります。

表 37 入浴料助成事業の実績

(単位：枚)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延枚数	153,463	156,944	158,590

現状 月 5 枚 (7・8 月は合計 15 枚)

目標 現状と同程度

ウ 福祉電話貸与・相談事業

電話のないひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で 1 人が病弱あるいは寝たきりの状態にある市民税非課税世帯に、家庭用電話を貸与し、1 日 1 回の電話訪問で安否を確認し、併せて各種の相談に応じます。

表 38 福祉電話貸与・相談事業の実績

(単位：台)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸与台数	110	110	110

現状 貸与台数 110 台

目標 現状と同程度

エ 緊急通報システム貸与事業

ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で 1 人が病弱あるいは寝たきりの状態にある世帯に、家庭用電話に接続する緊急通報装置を貸与します。

表 39 緊急通報システム貸与事業の実績

(単位：台)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸与台数	2,696	2,787	2,604

現状 貸与台数 2,700 台

目標 貸与台数 3,000 台

オ 日常生活用具の給付

ひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で1人が病弱あるいは寝たきりの状態にある市民税非課税世帯に、火災警報器、ガス漏れ警報器、電磁調理器を給付します。

表 40 日常生活用具の給付の実績

(単位：台)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
火災警報器	92	84	300
ガス漏れ警報器	28	23	30
電磁調理器	9	10	10

現状	火災警報器	給付台数 300 台	目標	現状と同程度
	ガス漏れ警報器	給付台数 30 台		現状と同程度
	電磁調理器	給付台数 10 台		現状と同程度

カ ヘルプメイトサービス事業

要介護・要支援認定されていない高齢者のうち、二次介護予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い高齢者）に準ずるひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯を対象として、週 2 時間の範囲で調理・洗濯・掃除・買い物等生活援助を中心としたサービスを提供します。

表 41 ヘルプメイトサービス事業の実績

(単位：時間)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
派遣時間	9,035	7,019	6,693

現状	週 2 時間まで
目標	現状と同程度

③ その他高齢者施策

ア シニアリフレッシュ事業

75歳以上の高齢者の要介護状態への進行予防や介護者のリフレッシュによる在宅生活の維持継続を図るため、あん摩等の施術費の一部を助成します。

表 42 シニアリフレッシュ事業の実績

(単位：件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用件数	4,187	4,206	4,105

現状 年 4 回

目標 現状と同程度

イ 養護老人ホーム短期宿泊事業（地域支援事業）

養護老人ホームで短期間の宿泊による日常生活上の指導、支援を行うことで、要介護状態への進行を予防します。

表 43 養護老人ホーム短期宿泊事業の実績

(単位：日)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用延日数	251	389	377

現状 年間 30 日／人

目標 現状と同程度

ウ 高齢者居室等整備促進資金融資制度

60歳以上の人と同居している、または同居しようとするために高齢者専用部屋等を増改築、新築等する人に資金を融資します。

表 44 高齢者居室等整備促進資金融資制度の実績

(単位：件)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
貸出件数	0	0	0

現状 上限額 550 万円（15 年元利均等償還）

目標 現状と同程度

④ 介護保険以外の施設及び関連事業

ア 養護老人ホーム

原則65歳以上で、日常生活に支障があったり、住宅に困窮するなど家庭での生活が困難な低所得世帯の高齢者を対象とした施設。

なお、本市の養護老人ホームは介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

現状 2施設 122床

目標 現状と同程度

イ ケアハウス

自炊が出来ない程度の身体機能の低下により、独立した生活をするのには不安がある等の人を対象とした施設。

現状 3施設 170床

目標 現状と同程度

ウ 生活支援ハウス

常時の介護は必要ないが在宅でひとり暮らしが困難な高齢者が、安心して生活することができる居住環境を提供します。

現状 1カ所 (15床)

目標 現状と同程度

エ シルバーハウジング生活援助員派遣事業（地域支援事業）

市営鴨居ハイムに併設するシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活指導・生活相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

現状 単身世帯用 10戸、2人世帯用 5戸

目標 現状と同程度